

『聞書』によれば、この物語は寛文十二年に起こった。祐天三十六歳のときである。現在も水海道市法蔵寺境内に残る累の供養碑から、内容はともかく半狂乱の菊という女性を救ったことは史実として捉えるほうが無理のないところである。そして、この物語のちに祐天を大僧正にまで持ち上げる原動力となったこともまた事実なのである。

第三項 帰山

檀通に次なる台命が下ったのは延宝二年五月十三日（鎌倉光明寺志）『浄全』十九、六二（九頁）のことである。祐天すでに三十八歳、順調に学問が進んでいけば無部のときである。檀通は鎌倉光明寺の四十三世として法統を継承した。しかし、転住後まもなくの八月二日檀通に遷化している（『檀通書附』）。「鎌倉光明寺志」に引用された『新著聞集』には、

病中に弟子祐天和尚祈禱堂に籠り快復を祈られけるに数日をへて何の験もなかり
ければいかばかり悲しき事に思ひ一際力を加へられしに晴天白日の時道場にはか
に雨降りしとなり

と、そのときの様子が記されている。祐天は師の遷化するのを目の当たりに見て心底悲しみ

に暮れていたことが知れる描写である。

唯一『行状記』に檀通の遺言を載せる。長いので要約すれば、「祐天の法器なることを知り、ひそかに思っていたが、ほめると障りになると思い許すことがなかった。これも不言の教えと知り解行増進怠る事なかれ」との内容である。

『行状記』によれば、七七日の法要を待つて縁山に帰ったとある。

縁山に帰ったことに間違いはないが、先に増上寺から出るのはやさしいが、帰るのは大変であると記した。それではこのときの帰山の状況はどうであつたらうか。

幸いなことに、規則として厳しくなるのは貞享二年以降であり、人員の規定あるいは法臘などの年数や能力を問われるようになっていくのである。

長谷川氏によれば、貞享年間以後の話として、

なお檀林能家が菩提所や四カ本山に移転したり、檀林住持のとき寂した場合、形式的には増上寺への隨身ができないことになるが、直弟については願により入寺もしくは帰山を認めた。

〔入寺帳〕二、三三三頁

とあるので、規則の緩やかだった当時において、祐天の年齢立場から速やかに帰山が許されたと推定できる。

帰山後の地位に關しては、

付、他山之所化入寺、又者帰山之僧有之者、撰其器量、障儀於無之者、糺座配可有許容事、

〔延宝三年、増上寺史料集〕一、
一六一頁

とあるように、帰山した翌年のことであるが、その器量によつて座配を定めたことが知られる。

前述の長谷川氏の「入寺帳」(一、二六頁)によると、幸いにも延宝二年の入寺帳が残っている。それによれば、その年の帰山は十名、他山は八十九名と入寺全体では前年より約百名も多くなっている。

このようにして帰山を果たした祐天の増上寺での地位は、具体的にどのようなものであったのであろうか。次に見ていきたい。

●第四節 帰山後の祐天の立場

伝記における祐天の帰山後の立場は『略記』に「輪下」、『実録下書』(附)には「本席」と出る。学問的にはすでに熟していたが上座には入れなかつたことが知られる。